

京都市老人医療費支給条例施行規則に規定する申請書、文書及び異動届等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市老人医療費支給条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する申請書、文書及び異動届等に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請に係る様式)

第2条 規則第3条第1項に規定する申請書は、老人医療費受給者証交付申請書（第1号様式）とする。

(受給者証の交付申請の却下に係る様式)

第3条 規則第5条第1項に規定する文書は、老人医療費受給者証交付・更新申請却下通知書（第2号様式）とする。

(受給者証の再交付に係る様式)

第4条 規則第6条第1項に規定する申請書は、老人医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）とする。

(医療費の支給申請に係る様式)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請書は、老人医療費支給申請書（第4号様式）とする。

(認定証の交付申請に係る様式)

第6条 規則第10条の3第1項に規定する申請書は、福祉医療費一部負担金限度額適用認定証交付申請書（第5号様式）とする。

(認定証の交付申請の却下に係る様式)

第7条 規則第10条の6第1項に規定する文書は、福祉医療費一部負担金限度額適用認定証交付申請却下通知書（第6号様式）とする。

(認定証の再交付に係る様式)

第8条 規則第10条の7第1項で読み替える認定証の再交付に係る申請書は、福祉医療費一部負担金限度額適用認定証再交付申請書（第7号様式）とする。

(異動の届出に係る様式)

第9条 規則第11条第2項に規定する異動届は、老人医療費受給者異動届（第8号様式）とする。

(第三者の行為による被害の届出に係る様式)

第10条 規則第13条第1項に規定する文書は、老人医療費第三者加害届（第9号様式）とする。

(医療費の返還請求に係る様式)

第11条 規則第14条第1項に規定する文書は、老人医療費返還請求通知書（第10号様式）とする。

(受給者証の様式)

第12条 規則第4条第1項本文中に規定する別に定める様式については、受給者証（第11号様式）とする。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。